

〔翻 訳〕

ヘーゲル 最後の「法の哲学」講義 (1831)

——シュトラウス手稿——

D. F. Strauss 筆記
尼 寺 義 弘 [訳]

はじめに

本稿は、G. W. F. ヘーゲルがその死の直前に行った「法の哲学」の講義の、聴講者シュトラウスによる聞き書きノートの翻訳である。ヘーゲルは、1831年11月14日の夜、コレラのため急逝した。死を前にした11月10日および同11日の「法の哲学」の二度の講義を、D. F. Strauss¹⁾は聴講し、筆記した。

この筆記録のタイトルは、„Fragment von Hegels Rechtsphilosophie.“ 「ヘーゲル 法の哲学 断章」として二行にわたって書かれており、Rechtsphilosophie の下に波線が引かれている。

この筆記録が、1817-18年の冬学期にはじまる第1回講義より、足かけ14年、7度にわたって行われたヘーゲルの「法の哲学」のまさに最終講義である。

この最終講義は最初の二回分だけであるが、過去6度の講義の始まりと比較・考量することができる。これによって得るところは大きいと思われる。

このシュトラウス手稿は、ドイツの Deutsches Literatur Archiv Marbach に所蔵されている。翻訳を許可された同アルヒーフおよび Dr. Jochen Meyer に厚くお礼を申しあげる。

この手稿の原文は、全体で9ページである。最初のページのタイトルの „Rechtsphilosophie“ が掲げられ、その下に波線が引かれている。そして直ちに本文にはいり、それは9ページ目の9行目にまで及んでいる。

原文にはページ付けはなされていない。(1) から (9) までの原文のページ付けは、訳者によるものである。

最初のページは25行、2ページから5ページ目までは各28行、6ページから8ページ目までは各27行である。

最後の9ページ目の最終行の下に、すなわちこのページのほぼ中央上部に十字架が描かれ、その下に „Am 14. Nov. Abends ist Hegel an der Cholera gestorben.“ と二行にわたって記され、この二行目に下線が引かれている。

明確に判別される改行は3箇所であり、[改行 I, II, III]として改行の箇所を指示している。最初の節は6行、つぎの節は30行であり、第3節および第4節はそれぞれ、106行、85行という長文である。この翻訳では、第2節以降は、内容に応じて改行している。

本文中の下線については、この訳文においても踏襲している。

翻訳にあたり、K.-H. Ilting 編集のつぎの著作の翻刻を参照した。

Hegel, Georg Wilhelm Friedrich, Vorlesungen über Rechtsphilosophie, 1818-1831, Edition und Kommentar in sechs Bänden von Karl Heinz Ilting, Vierter Band, S. 917-925. Stuttgart-Bad Cannstatt 1974.

Mar. 2020

ヘーゲル 最後の「法の哲学」講義 (1831)

[]の数字は、イルティング編集の同上書のページである。

[]の文言は、訳者の捕捉である。

()の数字は、既述のとおり、原文のページ付けである。

注は、訳者によるものであるが、Deutsches Wörterbuch von Jacob Grimm und Wilhelm Grimm. erster Band. Leipzig Verlag von S. Hirzel 1854. はじめ、内外のそして各分野の辞典類を参照した。

なお、本文献の十字架との関連、ならびにヘーゲル『法の哲学』の研究の簡潔な紹介についてはつぎの記事も参考となるであろう。

Michael Quante, Vernunft als Rose im Kreuze der Gegenwart, in: Die Süddeutsche Zeitung, 05. Juli 2012.

ヘーゲル 法の哲学 断章

(1) [917]

法の哲学

人が自然法と言うものは、人間の本性から演繹させねばならない、と人は以前には考えました。そして国家法は人間の本性には相応しいものではありません、国家法はもはや自然的なものではありません。今日の問題関心は特にこの対象に着手することを要請することができます。この講義の基礎は1821年に刊行された教科書²⁾にあります。

[改行 I]

いくつかの普遍的な注解が最初に述べられるべきです。それは法一般であり、我々が取り扱おうとしているものです。法・権利・正義 とは何であるか。そのことを諸法律は表現します。そして国家においてのみ法は存在します。

私の権利から他人に義務が生じます、そして逆のことは逆のことです - かくして二つの概念は直接的な相関概念です。何の権利も持たない人は、何の義務も持ちません。義務を持つ人は、権利も持たねばなりません。我々がかくして、法とは何であるか、ということを知ろうとするならば、我々はまず法律を読まねばなりません。

法律は諸国民の生活のもっとも堅固なもの、もっとも古いもの、根本の足場です。法律は国民の生活の花崗岩の様相、国民の生活全体におけるもっとも継続的なものです。あらゆる変化の下で法律はずっと継続しています。

法律はまたもっとも古いものです。それは諸国民のもっとも古い想起に属しています。制度と法律は諸国民の下に登場します。諸国民は神々と英雄たちがこれらの制度と法律の導入を行ったと思っています。制度と法律は国家形成の際に登場します。国家形成の彼方に神話の時代があります。法律と国家によってはじめて歴史が始まります。[918]

国民はまた彼らの立法者の名前を感謝して記憶に留めてきました。有名な名前はしかしわずかな立法者の名前にすぎません。そしてまたたいいの場合にこれらの有名な名前も (2) 収集家にすぎません。

この区別はさらに進んでいき、人間はその権利において、その主観的な内面性において、法律と自己を区別するのみならず、法律に自己を対抗させます。人間は法律に対して対自的に存在しえます。そして人間は人間の対自有という意識において、人間が法律を彼の意志において見いだす限りでのみ人間は法律を承認する、ということにさえ到達します。以上のことは自由の作品として自然的な連関に対して驚異のことです。この自由によって(4)人間は法律と法に自己を対抗させることができます。そしてこの対抗させようことは人間の自由の最初のもっとも人目につく現象です。[920]そしてこの現象は悪であるのです。

人間が合法則的であるとするならば、人間は自由であるかどうか、ということがさらに問われます。無邪気さにおいて、子供において自由はなお証明されてはいません。悪において初めて人間は、人間が対自的であり、抽象的に対自的であることを示すのです。[人間は]抽象的に対自的[であり]、そして普遍に対抗[します]。このことはすでに聖書において、善と悪との認識の木において見られます。この主観的な自由のそれのもっとも抽象的な形式における最初の現象が悪であるのです。

自由ということにおいて人間は自己を自然に対抗させます。そして法律は本質的な区別において登場します。自由ということにおいて法律の本来の源泉が生まれます。悪もまた法律をつくることができます。悪がその諸規定に、たとえそれが外面的にすぎないとしても、普遍性の形式を与えることによって。

我々のテキスト全体は自由の諸規定の展開以外の何ものでもありません。まず始めに直接的な規定が挙げられます。その規定は自由と関連しています。すなわち自由が法律の源泉であり、そのことによってこの法律は始めに本来の形式を、すなわち法律であるという形式をもっています。他の言語の表現もそのことを示唆しています。法律 νόμος は、与える νέμειν に由来します、与えられたもの、法律 *lex* は、集める *legere* に由来します。かくしてここに定立された有 (Gesetzseyn) と 有 (Seyn) との対立が登場します。

法律は人間の定立するものですが、しかし法律は偶然的なもの、暫定的なものであってはなりません。法律は単に定立すること、この単なる相関性を完全に凌駕しているべきです。このことが形式の第一の区別です。

第二の区別は第一のそれと関連しています。第二の区別は内容に関わります。この内容は意志に、自由な意志に属しています。自由はまたそれが定立されるころのものの内容の源泉です。ここではそれゆえに自由な(5)意志において同じ区別が登場します。[921]

意志 (Wille) は一方では偶然的な恣意的な意志です、その意志は善でもあれば悪でもありえます。その意志に、衝動が、好み、情熱が、考えが、それが偶然的なものであるところの内的なものの全体が、属しています。一般にこの主観性は偶然性の源泉としてこの意志に属しています。この偶然的な意志を我々はまたかように考察するので、意志は自然の諸規定にとらわれています、意志はかくして人がそれを全くの恣意 (Willkür) と呼ぶところのものというわけではありません。

かくしてまだそれがなお自由とはなっていないところのこの意志に、諸立法のこの非常に多様性の原因が帰せられるべきです。法律は一つのもの、唯一のものであるべきです。とはいえ我々は、法律とは何

であるべきであるか、権利とは何であるべきであるか、ということに非常に大きな矛盾を見いだします。人間がなおまだ彼の絶対的な自由の意識に到達していなかった段階では、法律と権利は不完全なものであるのです。人間はなおまだ自己を自然の紐帯から自由にしてはいなかったのです。

インドと中国の立法は今日までなおこの段階にあります。このことはそれがなるほど権利をもつけれども、しかし何の自由ももたないで、なお自然の諸規定のもとにある、そうした意志であるのです。個々の国民の法律と権利とを研究することは、自由な意志が自由においてそれに到達したところの段階を規定する、ということに属しています。

人は直ちに偽りの法律を、偽りの宗教と同様に、その責めを司祭の詐欺に、あるいは、君主の無法に帰することができます、それはまるでこれらの人々がその国民よりもさらに優れた者であるかのよう。国民を欺くことは不可能です。個別の事情について人は国民を欺くことはできます、勝利について等。—しかし国民はその絶対的な大きな利害関心については欺かれることはありません。そしてこれらの人々は欺くことができるでしょう、彼らはその国民に属しています、そして彼らはその国民よりもより優れた者ではありません。

かかる不完全な法律の源泉は個々人の恣意にあるのではなくて、国民のなお自然にとらわれた意志にあります。[922] 上述のことはまた諸国の自然諸条件と連関しています。(6) 黒人にあつては何の進歩も何の国家の形成もありません。エスキモーにあつても同様です。

かくして恣意はもちろん法律の源泉でありえますが、しかしそれは即自的のみ自由であるところのまさにこの意志にほかなりませんが、しかしこの意志はなおこの意志の 自己-意識 の先端には到達していなかったのです。

[改行 III]

意志の第二の側面は本質的なおよび真実の意志です。すなわちそれは人がまた真実の意志の自然と一般に名づけるところのもので、そこではしかし再び区別されるべき二様のことが存在します。

意志の自然は、意志の普遍全体は、私の個別の意志ではなくて、それは人間の意志に内在的であるところのもので、人間の意志のこの独自なものは法律と権利によってその充足を獲得するべきです。この独自なものは衝動 (Trieben) の姿態をもっています。これらの衝動は長きにわたり 自然-法 の源泉でした、『義務について』のキケロ¹¹⁾のように。自己維持衝動、社交性衝動、等。衝動には注目すべき進歩があります。人間は衝動において自己を実現します、しかし人間は彼の衝動の普遍性にもとづいてのみ自己を規定するということです。かくして人は、例えばプーフェンドルフ¹²⁾のように、人間にはどのような種類の衝動があるのか、と探し求めて、そしてそのことから権利を、すなわちあらゆる人間にはどのような種類の衝動があるのか、ということから権利を演繹しました。

人はまた外面的な普遍性において、人間がどのように何時でも何処でも互いに振る舞いあうのか、ということを探し求めてきました。H. グロティウス¹³⁾はかくして de jure belli ac pacis『戦争と平和の法』(1625)を書いたのです。彼は外国の使節が神聖に保護された、等というような場合における数百年来の諸民族の立ち居振る舞いを比較しました。それが外的に普遍的な関係として示されるところの関係を人は権利の源泉として受け入れました。[923]

しかしその意志に神聖なものであるところのそのものに第二のより高次の側面があります。(7) これらの衝動はなお自然規定の形式にあります。人間はかように自己を見いだします。人間のより高次の自然はそれが対自的であるところの人間の自由です。そして自由は自由それ自身に外なりません。すなわち自由は目的のための衝動をもっていません。ここでは今や人間の自由による人間の表象が正当な表象であるかどうか、ということが重要なこととなっています。

上述のことは我々にとって、哲学する者にとって法の源泉です。この源泉は今やとりわけカント¹⁴⁾の時代以来の法の規定の基礎となっています。この概念を認識することは、すなわち自由とは何であるか、そして自由から何が生じるか、ということを知ることは、欲求です。それは人が自然を把握しようとすることと同様のことです。

それが現実的であるところのものは、理性的です。しかし現存在するところのもの全てが現実的であるというわけではありません。悪いものは自己自身において壊れたもの、無価値なものです。自由であるところのものは把握されねばなりません、まさにそのことによって理論的な精神は自己を開放するのです。精神が把握しないところのもの、それは精神に対抗しています。それは精神にとって他のものであるのです。精神がその他のものを把握したならば、そのとき精神は事物の実体をもち、そして精神は事物において自己自身のもとにあるのです。私が太陽の概念をもつことによって、私はなるほど太陽の外的な現存在を占有することはないけれども、しかし私は太陽の実体を占有するのです。

この理論的な利害関心に実践的な利害関心が結びついています。まさに概念が今日この時代の立脚点であるのです。人は権威にのみ基づくものをもはや妥当なものとは考えていません。法律等は概念によって正当と認められるべきです。

或るものが法律である、ということのこの歴史的な根拠、それが我々の考察の一つの側面です。しかしまたその法律が即自的に正当であるかどうか、ということは他の問題であるのです。この問題は今日では非常によく議論されています。[法律が即自的に正当であるかどうか]、という側面から見て、この理論は特殊な実践的な重要性をもっています。[924]

いくつかのものは外面的にのみ承認されています、内面的にはもはや承認されていません。(8) 法は理性から汲み上げられるべきです。この思想に対して何の特権も役には立ちません。あらゆる特殊な権利は法の概念によって要求されています。このことを人は、それは人間の作品であると言うことができます。そしてこの人間の作品に対して人は神の法を最高の法として対抗させます。しかし今日ではまさに神の法がもっとも錯乱したものであるのです。

神の法についての *Disceptatio* 論争はとりわけ英国で激しく行われました。王たちは神の法を引き合いに出して、この法から王に対する服従の義務が生じるとしました。これらの王たちはまさに彼らの恣意をこのように解することを当然のこととしたのです。

神的なものはまた神的なものの偽造であり、恣意的なものおよび偶然的なものである、と言われていきます。もしも人間が突然の思いつきをもつならば、この思いつきは神的なものとして妥当します。自然においても稲妻、地震、コレラのような個別の事象が[神的なものとして]妥当します。それは人間が自

Mar. 2020

ヘーゲル 最後の「法の哲学」講義 (1831)

は区別されうることはありません。[925] 個性性は全くその法則に埋没しています。人間の自由はしかし自己をその法則に対立させます。そしてその法則が人間にとって法則であるのです。そのことに意志の一致が、意志の承認が属しています。法則が理性的である場合にのみ人間は法則に敬意を払うのです。

上述のことは人間の意志のもっとも内面のことです。衝動も人間に存在していますが、しかし衝動は一部が気まぐれであり、一部がなお自然に埋没しています。自由はもっとも内面のことです。そして自由から精神的な世界の構造全体が姿を現すのです。



11月14日の晩にヘーゲルはコレラで死んだ。

注

- 1) David Friedlich Strauss ダーフィット・フリートリッヒ・シュトラウス (1808-74)。『イエスの生涯』(Das Leben Jesu. 1835-36. 2巻)の著者。
- 2) Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse. Zum Gebrauch für seine Vorlesungen von D. Georg Wilhelm Friedrich Hegel, Ordentl. Professor der Philosophie an der Königl. Universität zu Berlin. Berlin, 1821. In der Nicolaischen Buchhandlung.
- 3) Confucius 孔子, B.C. 552-479, 春秋時代末期の中国の思想家。礼と仁にもとづく儒教の創始者。
- 4) 原文は, Manus ですが, Mannus と解します。マヌスは, 古代ゲルマン人の神であり, 最初の人間とも言われています (ゲルマン伝説)。
- 5) Manes マネス 古代ローマの宗教で神格化された死者の霊。
- 6) Minos ミノス ギリシア神話で, クレタ島の王。ゼウスとエウロペの子。立法者にして裁判官。クレタ島を治め, 死後, 黄泉の国の審判官。
- 7) Moses モーゼ イスラエルの予言者, 指導者。B.C. 14世紀ごろ在世。生地エジプトで苦しむイスラエル民族を救い, カナーン[パレスティナ]の地へと向かわせる。モーゼ五書。十戒。
- 8) Solon ソロン B.C. 640-559, アテナイの立法者, ギリシア七賢人の一人。アテナイ最古の詩人。
- 9) Numa Pompilius ヌマ・ポンピリウス B.C. 715-673, 伝説によれば, ロムルス死後のローマ二代目の王。43年におよぶ治世中, 一度も戦争をしないで, 内政に努め, 法と慣習と祭祀を確立した。
- 10) Antigone アンティゴネー BC 441, 2 古代ギリシアの三大悲劇詩人の一人, ソフォクレスの同名の作品。人間の掟と神の掟との矛盾による悲劇を描く。ヘーゲル『精神現象学』「VI 精神 A. 真なる精神。人倫」参照。
- 11) Marcus Tullius Cicero マルクス・トゥリウス・キケロ B.C. 106-43 ローマの雄弁家, 政治家, 哲学の著述家。De Officiis B.C. 44.『義務について』の著者。
- 12) Samuel Pufendorf ザームエル・プーフェンドルフ 1632-94 ドイツの法学者 『自然法と万民法』1672 『自然法に基づく人間および市民の義務』1673
- 13) Hugo Grotius フーゴー・グロティウス 1583-1645 オランダの政治家, 法学者。ヘーゲル『哲学史』第3部, 第2編, 第1章および同『エンツィクロペディー』7節, 参照。
- 14) カントの自由論と人間の社会的意識諸形態については, 角田修一「人間の自由と社会的意識形態としての自由主義(4)」, 『立命館経済学』第67巻, 第2号, 2018年, 参照。
- 15) Adam アダム 『聖書』「創世記」参照。

(2019年11月22日掲載決定)

